

○宜野湾市振興計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例(昭和55年宜野湾市条例第9号)第3条の規定に基づき、宜野湾市振興計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) 宜野湾市人口ビジョンに関すること。
- (4) 宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項
(平成規則6・令2規則18・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係諸団体に所属する者
- (3) 一般公募による市民
- (4) 市内行政機関に所属する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(平成規則6・平20規則20・平28規則26・令2規則18・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が委嘱又は任命された時における当該身分を失った場合は、委員の職を失うものとする。
- 3 委員の再任は妨げない。
- 4 市長は、委員に欠員が生じた時は随時補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に特定の事項を調査及び審議させるため、必要に応じ専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(平28規則26・一部改正)

(関係者の出席)

第8条 審議会及び部会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策担当課において処理する。

(昭57規則14・平元規則6・平14規則22・平28規則26・一部改正)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。